



1. 特集：インドネシアの雇用創出オムニバス法

インドネシアでは2020年11月にNo. 11/2020「雇用創出オムニバス法」（以下、「本法」とする）が制定・施行されました。本法は、インドネシア人の雇用機会増大を図るための方法として、投資の拡大を促進するために制定されました。それまで投資関連の法令は、それぞれの規制内容が重複し合っており複雑になっていました。こうしたインドネシアへの投資に障害とされていた規制の枠組みを修正・削除し、単一の法的文書にすることを意図した本法は、15の章から構成される77の法律および186の条項から成っています。実際の運用にあたっては実施細則を個別に発表していくこととしています。

本稿では、本法による主な変更点のほか、本法の施行が同国へ新規進出を予定・既進出で事業拡大を検討している企業にとってどのような影響があるか説明いたします。

(1) 外国資本による投資

外資系企業（外資が一部入る合併企業含む）がインドネシアに現地法人を設立する際ですが、2021年5月に本法の細則が発表され、最低資本金は、従前の25億ルピアから100億ルピアに引き上げられました。資本金については会社設立時に全額を払い込む必要があります。

2021年2月に「投資事業分野に関する大統領令21年第10号」の公布により、外資による投資を開放する事業分野が大きく4つに分類されました。従前300以上の分野で規定されていたネガティブリストは廃止されており、次の3種類に分類されています。

- ① 優先事業分野（246業種）
- ② 中小企業や協同組合とのパートナーシップが条件付けられている事業分野（89業種）
- ③ 条件付き事業分野（46業種）

インドネシアでは業種番号（KBLI¹）が定められており、この業種番号に基づいて1業種につき100億ルピアを投資することが決められています。例えば、KBLIに定められている業種2種類を行うことを目的としてインドネシアに現地法人を新規に設立する場合には最低200億ルピアの出資が必要になります。ただし、今後どのように実際に運用されていくのかは注視が必要です。

本法では、投資にかかるライセンス要件が明確化されました。これまでインドネシアでは、事業内容や業種を問わず、全事業について許認可をもとに管理する「許認可アプローチ」を取っていました。しかし、許認可数が膨大な数になるとともに、手続や基準が不明瞭といった課題がありました。本法施行後は、各事業に必要なライセンスは、事業活動のリスクに基づく「リスクベース・アプローチ」で決定されることとなりました。安全、健康、環境、資源利用およびその他の側面と発生可能性を考慮し、ビジネスリスクを4つのカテゴリに分類しそれぞれ異なる種類の許認可をもって事前に審査されることとなります。

¹ <https://www.bps.go.id/website/fileMenu/KBLI-2020.pdf>（KBLI：インドネシア語）

投資優遇措置についても業種や設立地域により受けることが可能なため、インドネシア進出後のビジネスについて有用だと考えられる場合は検討することも一考です。

(2) 労務面における主な変更

本法施行により、有期契約社員との雇用条件が変わりました。従前は契約期間については原則2年で、更新手続きを経ることで最長5年まで延長できました。本法施行後は、最長雇用期間が5年間であることに変更点はありませんが、手続きが簡略されており、労務管理の負担は軽減されます。ただし、本法施行により、従前には無かった有期契約社員に対する退職給付制度が新設されており、資金面での負担は増えるため注意が必要です。

次に業務委託（派遣会社への委託等）について変更がありました。従前は、例えば製造業企業が製造の主業務を外部へ委託することは認められておらず、付随的・補足的業務のみが業務委託可能でした。施行後は、主業務を含む幅広い範囲について業務委託が可能になりました。

また、最低賃金は各州・行政単位（県や市）だけではなく、産業別にも最低賃金が定められていましたが、本法施行後は原則的に産業別の最低賃金制度は廃止されました。主に自動車関連の産業に従事する企業では雇用者の最低賃金が高水準となっていました。これにより基準が簡素化され負担が軽くなることが期待されます。

本法施行後も解雇に関しては、原則的には従前通りに厳格な手続きを踏む必要があることに変わりはありません。しかし、解雇事由について、これまでの会社の清算や工場を閉鎖する場合のほか、業績悪化を理由として従業員を解雇することが認められています。

(3) 税務面における主な変更

本法施行によりいくつか税務面での変更が行われます。その中で、外国人駐在員の所得について、特定の専門知識を持つ者については、納税者資格を有してから4課税年度以内という条件のもと、インドネシア国内の業務に従事して得た所得のみが課税対象になることになりました。運用面での注意は必要ですが、従前の全世界所得が課税対象であったことから軽減されています。

なお、本法を国内で議論をしている中、新型コロナウイルスによる感染症の拡大が発生しました。それに伴い、政府は本法に先行して、法人税を従前の25%から、2021年に22%へ、23年には20%へ段階的に引き下げる旨の法令を施行しました。

(4) 信用金庫取引先への影響

本法は、設立後の運用面で外資企業にとって有効な策も多い内容となっておりますが、新規で進出する場合に100億ルピア超の資本金を持ち込むことが必要となりました。そのため、インドネシアにて飲食店や商社などのサービス業の展開を企図している企業にとっては同国への進出はハードルが上がったものと思料されます。

また本法に関連して法人税が軽減されますが、本法施行後にインドネシアへの直接投資が伸び悩んだ場合には、徴税のため既存の外資企業に対する税務監査の内容が強化されることが予想されます。進出・運営にあたり営業面はもちろんですが、企業の内部体制の強化も必要になると思料されます。

信金中央金庫はインドネシアでの事業を現地にてサポートする体制を整えておりますので、何かご相談があれば信用金庫を通じてお問い合わせください。

2. 最近寄せられた相談事例

Q 雑貨を販売している取引先がある。当社は中国の企業に製造委託をしているが、ベトナム企業へ製造委託変更を検討している。注意点を教えてもらいたい。

A 1. ベトナムでの製造に関する現状

■ ベトナムは2020年に新型コロナウイルスによる感染症が世界的に拡大し景気が低迷した中で、他国に比べ感染者を抑え込んだことから、2020年の実質GDP成長率も前年比2.91%とプラス成長を保ちました。2020年までも安定した成長を遂げており、1人あたりGDPも2,700米ドルを超え、モータリゼーションが始まるとされている3,000米ドルに近づいています。このような状況の中、中国に比べると人件費が低いため、新規製造拠点として外資製造業のベトナムへの進出は続いています。

2. ベトナムにおける製造コストについて

■ ベトナムで製造を行う場合、中国と比較すると部材の現地調達率が低いことが挙げられます。日本貿易振興機構(JETRO)が2020年に実施した調査によると、中国の現地調達率が約68%弱である一方、ベトナムは約37%という結果が出ています。ベトナムは中国に比べるとまだ産業集積が十分ではなく、特に裾野産業と言われる素材の製造は貧弱なことから、材料調達を輸入に頼らざるを得ないという声が現地ではあります。そのため製造コストのうち、部材にかかるコストは中国と同等もしくは高くなるケースが多いようです。

■ 図表は中国とベトナムにおける人件費と物流費の比較です。これによれば、中国はベトナムに対して人件費は倍以上ですが、輸出入に関わる物流コストは低いことがわかります。

このことより、委託製造をベトナム企業へ移管する場合、人件費によるコスト低減は可能であるものの、全ての工程を委託する場合には注意が必要です。少品種を大量に製造する場合には物流コストを上回るメリットを享受できる可能性があります。少ロットで製造しているものについてはコストが低減できない可能性もあります。

中国では都市間インフラが充実しています。そのため中国地方都市での操業は、国内大都市を除くとインフラが比較的貧弱なベトナムに比べ、人件費も大きな差が無い上に、物流コストも低く抑えられることから、中国国内での国内移管の方が優位な場合があります。

【図表】

調査項目		中国				ベトナム		
		大連 米ドル	上海 米ドル	広州 米ドル	深圳 米ドル	ハノイ 米ドル	ホーチミン 米ドル	
賃金	製造業	ワーカー(一般工職) (月額)	480	674	536	588	241	266
		エンジニア(中堅技術者) (月額)	825	1,070	960	1,320	471	508
		中間管理職(課長クラス) (月額)	1,193	1,904	1,748	1,596	1,025	1,064
輸送	コンテナ輸送(40ftコンテナ) 対日輸出	588	680	240	198	1,210	830	
	コンテナ輸送(40ftコンテナ) 対日輸入	273	420	320	300	1,100	1,450	

出所: ジェトロ資料より信金中央金庫作成

Q

ベトナムでの建設事業への参加について招聘を受けている。現地法人を設立せずに参加できると聞いているが、どのような規制や手続きがあるのか教えてもらいたい。

A

1. 外国企業のベトナム国内の建設工事の請負い

- 外国企業はベトナムに現地法人を設立せずに建設工事を行うことができます。この条件として、建設プロジェクトが所在する場所を管轄する建設当局が発給する建設許可書を取得する必要があります。ベトナムの法律によれば、許可の条件として、ベトナム法に基づき設立された建設会社と提携するか、下請けとして採用しなければならないことになっています。ベトナム建設当局への申請者は外国企業です。

2. プロジェクトオフィスの開設について

- 外国企業は建設許可を受けた後、建設工事の現場にプロジェクトオフィスの開設が要請されます。プロジェクトオフィスとは建設工事遂行の目的で、建設作業現場に開設する架設のオフィスです。同オフィスの開設をもって、建設工事を開始できます。

プロジェクトオフィス開設後は、次の手続きが必要になります。

- ① プロジェクトオフィスの印鑑(seal)作成
- ② 所定の公安局において印鑑ならびに印鑑証明書の取得
- ③ 管轄している指定政府機関にプロジェクトオフィスの開設報告
- ④ 税務局で納税コードの取得
- ⑤ 銀行口座の開設

3. プロジェクトオフィスの運営・閉鎖について

- ベトナムの法律上、プロジェクトオフィスは納税主体となるため、開設後は会計記帳を行い、法人所得税や VAT 等の一連の納税義務が発生します。建設工事が終了しプロジェクトオフィスを閉鎖する際は、税コードの閉鎖、清算などの手続きを行う必要があります。閉鎖にあたっての税務調査は大変厳しいと言われており、プロジェクトオフィスの経理業務は税務の専門家に委託することが推奨されています。

4. 税金

- プロジェクトを遂行していく上では、次の税金が関係してきます。(1) 法人所得税、(2) 付加価値税、(3) 個人所得税、(4) 関税（輸入建材を使用する場合、物品による）です。この中で個人所得税は、居住者に対して課せられることとなっています。居住者は 183 日以上ベトナム国内に滞在（ホテル住まいも含む）する者で、ベトナム国内で就労して得た所得に対しては当然ですが、ベトナム国外（日本）での所得も課税対象となります。

5. その他

- 外国企業が建設工事を受注し、当該工事のために人員を派遣する場合にはビザの取得が必要になります。また建設工事への関係者も複数となるため、綿密な計画を立てることが重要です。税務リスクも高いことからコンサルティング会社への相談を検討してください。

<編集・発行>

信金中央金庫 海外業務推進部 推進グループ
中央区八重洲 1 丁目 3 番 7 号
<http://www.shinkin-central-bank.jp/>
Tel : 03(5202)7674
Fax : 03(3278)7035

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。また、本レポート掲載資料は、信金中央金庫が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、信金中央金庫が正確性および完全性を保証するものではありません。

なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。